



対の申し入れ

領家地区が建設予定地に決定した後、領家町内会より公募要件に反する「最終処分場反対」の申し入れが4度にわたり行われている。

②事務局の判断で最終処分場に飛灰を埋め立てない方針を示したこと

領家町内会との協議の中、構成団体や議会と十分な協議を行わず、事務局の判断で飛灰の資源化方針を示した。

③領家町内会との覚書の締結

内容について、構成団体の議会や住民に十分な協議・説明を行わず締結したが、密約と批判されることとなった。

判断

すでに締結された覚書については、領家町内会と改めて協議すべきであると考える。

4 建設用地の土壌と残土処理地に関して

《認識した事実》

①組合が実施した土壌調査結果
ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会にも参考人として出席した。

料化については、循環型社会構築の観点から、再資源化を図ることが望ましい⑤セメント製造企業が当該組合にとって比較的優位な立地関係にあることから、焼却灰・飛灰のセメント原料化を選定したことは妥当。

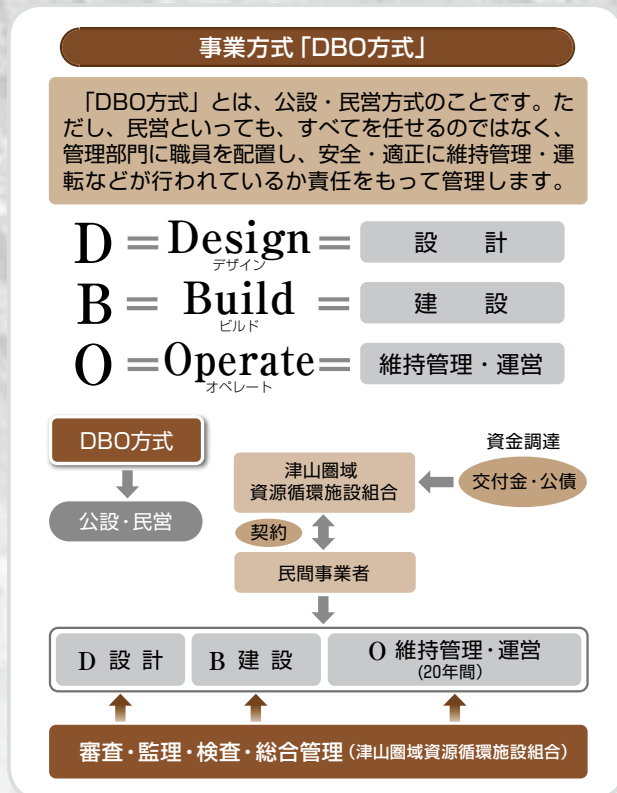
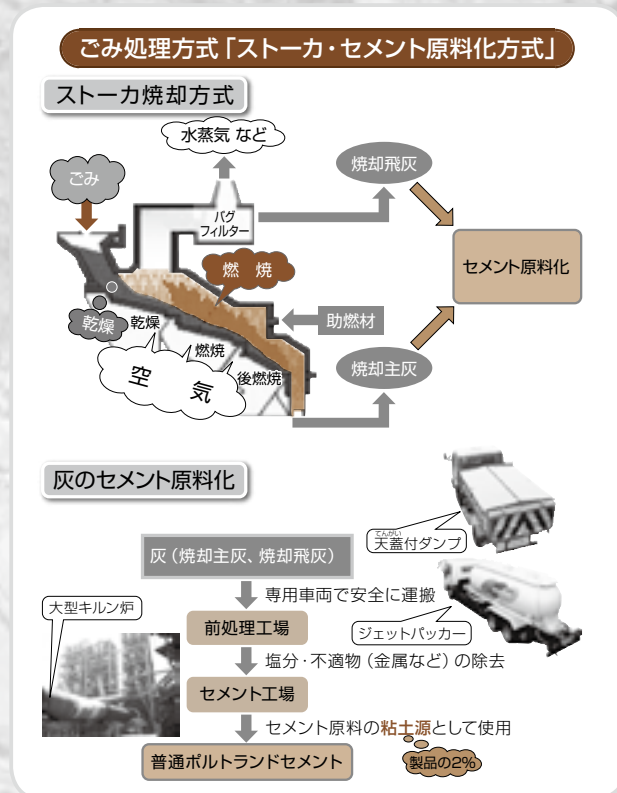
○事業方式について

PFI方式（民間資金活用事業）や社会資本整備事業の専門家である東京都市大学教授・宮本和明氏により示された次の判断により「DBO方式」が津山ブロックの新クリーンセンターに最も適しているとの確認を行うことができた。①DBO方式が環境省により示された廃棄物処理施設の入札・契約手続き改善の方向性に適合②6つの事業方式について、コスト削減効果や競争性の確保などの視点でのメリット・デメリット比較を行った結果、DBO方式の優位性が最も高い③DBO方式を採用する自治体が増加傾向にある、など。

判断

ごみ処理方式については、現在の「ストーカ・セメント原料化方式」が妥当なものと判断する。事業方式についても、現在の「DBO方式」が妥当なものであると判断する。

● 新クリーンセンターのごみ処理方式と事業方式 ●



問い合わせ先 クリーンセンター建設事務所 ☎32-7017

5 土地買収について

《認識した事実》

○市長選挙直前の土地買収強行
土地の買収については、議会議決を始め、所定の手続きを経て執行されているが、市長選挙直前の時期に強行取得している。

判断

市長選挙直前に土地を取得したことは、非常識で不適切、理不尽であった。なお、土地買収価格が不当に高いのではないかの点については、現在訴訟継続中のことであり、裁判所の判断に委ねざるを得ない。

6 関係住民へのこれまでの対応

《認識した事実》

○前市長の消極的な対応
これまでの話し合いについては、前市長が自主的かつ積極的に関与し、声に押されてやむなく行うといった消極的な姿勢であった。加えて、話し合いとはいいながらも「再考を求める住民の会」の意見には耳を傾けず、強引に事業を押し進めた。

てきた。

判断

これまでのような形式的な話し合いではなく、問題点が解決するよう誠心誠意の対応を行い、事業に対する理解をいただけるよう努力したい。

7 ごみ処理方式と事業方式に関して

《認識した事実》

○ごみ処理方式について

環境政策や廃棄物処理の専門家である東京大学教授・山本和夫氏により示された次の判断により「ストーカ・セメント原料化方式」が津山ブロックの新クリーンセンターに最も適しているとの確認を行うことができた。①ガス化溶融技術はいまだ発展途上で成熟技術とはいえず、リスクが高い②ストーカ方式は国内に技術導入されて以降の実稼働実績から成熟された技術であり、安定稼働がほぼ保証された方式③施設の不安定稼働によるごみ処理の停滞というリスクを回避するためにも、技術的に成熟したストーカ方式を採用することは妥当な選定結果④セメント原料化



▲電気集塵機は建物の中二階にあります

環境事業所からのお知らせ

電気集塵機の撤去について

現在の小桁焼却施設は昭和51年から稼働し、以来、地元のご協力を得て運営しています。平成14年まで煤塵を集めるために使用していた電気集塵機を、小桁焼却施設の全面撤去の準備に向けて、11月から12月にかけて撤去することになりました。

撤去作業については、ダイオキシン類対策特別措置法など関係法令を遵守して安全に行います。

施設周辺の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 環境事業所 ☎22-8255